

# 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称) 骨子(案)の概要

## 1 目的

自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者及び県民等の責務、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 基本理念

- (1) 県、自転車利用者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨とした自転車の安全で適正な利用の促進
- (2) 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に配慮し、尊重し合うことを旨とした自転車の安全で適正な利用の促進

## 3 それぞれの責務・役割

### 責務

- < 県 >
  - ・自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の実施
- < 自転車利用者 >
  - ・交通関係法令の遵守と自転車の確実な施錠
- < 県民等 >
  - ・自転車の安全で適正な利用の理解と地域等における取組への積極的な参加

### 役割

- < 事業者 >
  - ・通勤又は事業活動で自転車を利用する従業員への教育及び啓発
- < 交通安全団体 >
  - ・交通関係法令遵守の啓発等の取組の自主的かつ積極的な推進

## 4 交通安全教育等に関する事項

### 県

- ・交通安全教育及び啓発の実施

### 学校等

- ・学校等における発達段階に応じた教育等の実施
- ・県による学校等の設置者に対する教育等の実施の協力依頼

### 家庭

- ・保護者による未成年者への教育の実施
- ・児童又は幼児の乗車用ヘルメットの着用
- ・家族による高齢者への自転車の安全で適正な利用に関する必要な助言

## 5 自転車損害賠償責任保険等の加入促進に関する事項

### ① 保険等への加入（義務）

自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない  
～罰則なし～

- ・自転車利用者：自転車の利用に係る保険
- ・保護者：監護する未成年者の自転車の利用に係る保険
- ・事業者：事業活動における自転車の利用に係る保険
- ・自転車貸付事業者：貸し付ける自転車の利用に係る保険

### ② 保険等への加入確認及び情報提供

- ・自転車小売業者：自転車の販売、整備、修理時の加入確認及び情報提供
- ・事業者：自転車通勤者への加入確認及び情報提供
- ・自転車貸付事業者：貸し付ける自転車の利用に係る保険の内容の情報提供

## 6 自転車の安全利用及び情報提供等に関する事項

### ① ヘルメットの着用（努力義務）

- ・幼児用座席に乗車させる幼児のヘルメット着用
- ・高齢者(70歳以上)のヘルメット着用

### ② 自転車の点検整備（努力義務）

- ・自転車の点検整備の実施

### ③ 道路環境の整備

- ・自転車の安全利用のための道路環境の整備

### ④ 情報提供

- ・県：保険加入促進のための情報提供
- ・学校等の設置者：保険加入に関する情報提供

### ⑤ 広報啓発

- ・市町村及び関係団体と連携した広報啓発の実施